

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿南市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

児童手当の支給に関する事務では、その事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約内容に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

徳島県阿南市長

公表日

令和7年8月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、子どもを養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的として同法に定められた金額の現金給付を行う。支給対象は高校生年代(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)までの児童。</p> <p>阿南市(以下「本市」という。)は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①受給資格者からの認定の請求及び現況届の受理・審査に係る事務 ②受給資格者からの各種届出の受理及び審査に係る事務</p> <p>〈びったりサービス〉 マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。 ・児童手当等の受給資格者及び児童手当の額についての認定請求 ・児童手当等の額の改定の請求及び届出 ・氏名変更/住所変更等の届出 ・受給事由消滅の届出 ・未支払の児童手当等の請求 ・児童手当等に係る寄附の申出 ・児童手当に係る寄附変更等の申出 ・受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出 ・受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出 ・児童手当等の現況届</p> <p>番号法に基づいて、本市は、児童手当の支給に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーに登録する。</p>
③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 番号連携サーバー 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表81の項 ・阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号)第4条第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">〈選択肢〉</p> <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条</p> <p>[第2条における情報提供の根拠] 42,125</p> <p>[第2条における情報照会の根拠] 106,107</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 福祉事務所 こども未来局 こども支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	阿南市総務部総務課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-3804
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	阿南市保健福祉部福祉事務所こども未来局こども支援課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-1677
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン、阿南市特定個人情報等取扱事務要領、阿南市情報セキュリティポリシー等に従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得および原本による真正性確認を徹底している。また、特定個人情報の記載がある申請書等の保管に関しては、施錠できる書棚等に保管することを徹底しているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードによって限定しており、離席時のサインアウト等を徹底している。よって、権限のない者がアクセスすることは困難であり、不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	阿南市企画部行政情報課 電話 0884-28-9885	阿南市総務部総務課 電話 0884-22-3804	事後	
平成29年5月30日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の56の項	番号法第9条第1項 別表第1の56の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条	事前	
平成31年3月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	②所属長 室長 生島 菜穂子	②所属長の役職名 室長	事後	記載事項に係る改正及び変更による項目変更(経過措置期間)
平成31年4月1日	VIリスク対策	なし	項目追加	事後	記載事項に係る改正及び変更による項目追加(経過措置期間)
平成31年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の26、30、87の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第19条及び第44条 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の74、75の項 別表第2省令 第40条	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の26、30、87の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第19条及び第44条 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の74、75の項 別表第2省令 第40条及び第40条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつの時点の計数か	2015/7/1	2019/4/1	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつの時点の計数か	2015/7/1	2019/4/1	事後	
令和1年10月31日	2. 特定個人情報ファイル名	児童扶養手当ファイル	児童手当ファイル	事後	
令和1年10月31日	8. 監査	[○] 自己点検	[○] 外部監査	事後	
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつの時点の計数か	2019/4/1	2021/4/1	事後	
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつの時点の計数か	2019/4/1	2021/4/1	事後	
令和3年4月15日	8. 監査	[○] 外部監査	[○] 自己点検	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の26、30、87の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第19条及び第44条 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の74、75の項 別表第2省令 第40条及び第40条の2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の26、30、87の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第19条及び第44条 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の74、75の項 別表第2省令 第40条及び第40条の2	事後	
令和4年4月7日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつの時点の計数か	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和4年4月7日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつの時点の計数か	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和4年4月7日	8. 監査	[] 内部監査	[○] 内部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、子どもを養育している者に児童手当又は特例給付を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的として同法に定められた金額の現金給付を行う。支給対象は中学校修了(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)までの児童。</p> <p>阿南市(以下「本市」という。)は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①受給資格者からの認定の請求及び現況届の受理・審査に係る事務 ②受給資格者からの各種届出の受理及び審査に係る事務</p> <p>番号法別表第2に基づいて、本市は、児童手当又は特例給付の支給に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーに登録する。</p>	<p>(長文のため一部割愛) 阿南市(以下「本市」という。)は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①受給資格者からの認定の請求及び現況届の受理・審査に係る事務 ②受給資格者からの各種届出の受理及び審査に係る事務 <びったりサービス> マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。 ・児童手当等の受給資格者及び児童手当の額についての認定請求 ・児童手当等の額の改定の請求及び届出 ・氏名変更/住所変更等の届出 ・受給事由消滅の届出 ・未支払の児童手当等の請求 ・児童手当等に係る寄附の申出 ・児童手当等に係る寄附変更等の申出 ・受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出 ・受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出 ・児童手当等の現況届 番号法別表第2に基づいて、本市は、児童手当又は特例給付の支給に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーに登録する。</p>	事後	
令和5年5月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 番号連携サーバー 3. 中間サーバー	1. 児童手当システム 2. 番号連携サーバー 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月22日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人が いつの時点の計数か	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和5年5月22日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつの時点の計数か	2022/4/1	2023/4/1	事後	
	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署①部署	保健福祉部福祉事務所こども相談室	保健福祉部福祉事務所こども家庭局こども支援 課	事後	
	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署②所属長	室長	課長	事後	
	I 関連情報 8. 特定個人情報 ファイルの取り扱いに関する 問い合わせ・連絡先	阿南市保健福祉部福祉事務所こども課こども相 談室 774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 ☎ 0884-22-1677	阿南市保健福祉部福祉事務所こども家庭局こ ども支援課 774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 ☎ 0884-22-1677	事後	
	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人が いつの時点の計数か	2023/4/1	2024/4/1	事後	
	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつの時点の計数か	2023/4/1	2024/4/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(長文のため一部割愛) 番号法別表第2に基づいて、本市は、児童手当又は特例給付の支給に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーに登録する。	(長文のため一部割愛) 番号法に基づいて、本市は、児童手当又は特例給付の支給に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーに登録する。	事後	
令和6年6月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の56の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条	・番号法第9条第1項 別表81の項 ・阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号)第4条第2項	事後	
令和6年6月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の26、30、87の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第19条及び第44条 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の74、75の項 別表第2省令 第40条及び第40条の2	番号法第19条第8号	事後	
令和7年8月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第8号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 [第2条における情報提供の根拠] 42,125 [第2条における情報照会の根拠] 106,107	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月12日	表紙 I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ①事務の名称 ②事務の概要	児童手当又は特例給付 支給対象は中学校修了(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)までの児童。	児童手当 支給対象は高校生年代(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)までの児童。	事後	児童手当制度改正による変更
令和7年8月12日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつの時点の計数か	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	
令和7年8月12日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつの時点の計数か	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	
令和7年8月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署①部署 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ・連絡先	保健福祉部福祉事務所こども家庭局こども支援課	保健福祉部福祉事務所こども未来局こども支援課	事後	
令和7年8月12日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	記載事項に係る改正及び変更による項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月12日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン、阿南市特定個人情報等取扱事務要領、阿南市情報セキュリティポリシー等に従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得および原本による真正性確認を徹底している。また、特定個人情報の記載がある申請書等の保管に関しては、施錠できる書棚等に保管することを徹底しているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	記載事項に係る改正及び変更による項目追加
令和7年8月12日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	記載事項に係る改正及び変更による項目追加
令和7年8月12日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	記載事項に係る改正及び変更による項目追加
令和7年8月12日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		業務システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードによって限定しており、離席時のサインアウト等を徹底している。よって、権限のない者がアクセスすることは困難であり、不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	記載事項に係る改正及び変更による項目追加